

「避難勧告(避難指示)」発令時における対応について

暴風（暴風雪）警報や特別警報が発表されなくても、各市町村が対象地域に対して土地、建物などに被害が発生する恐れがある場合、住民に対して避難の勧告や指示を出します。

避難勧告（避難指示）における本校の対応は下記のとおりです。

避難勧告（避難指示）の種類
土砂災害、浸水害、津波

対象となる地域
岡崎市岩津小学校区、西阿知和町

- 1 登校する前に避難勧告（避難指示）が発令された場合
休校とします。
 - 2 登校途中で避難勧告（避難指示）が発令された場合
必ず、自宅に帰ることとします。
* 避難勧告（避難指示）の対象となる地域に向かわないようにしてください。
 - 3 在校中に避難勧告（避難指示）が発令された場合
学校までお迎えをお願いします。
※ 「幼児児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード」により引き渡しを行います。
※ メール配信を行いますが、甚大な被害が生じた場合は連絡ができない場合があります。
- ※ 避難勧告（避難指示）が発令されていなくても、その他の警報発表や警戒情報が継続される場合があります。各家庭で情報を収集して、危険があると判断した場合は、保護者の判断で自宅待機あるいは避難所への避難をしてください。
- ※ 甚大な被害が生じた場合は、メールやFAX、電話が使用できないことが想定されます。日頃から各家庭で災害時の待ち合わせ場所などについて話し合っておいてください。